

公 示

特定旅客自動車運送事業の申請に関する審査基準について

特定旅客自動車運送事業の申請について、下記の基準に従って道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に係る審査を行うこととしたので公示する。

平成14年1月31日

中部運輸局長 津野田 元直

記

1 許可（法第43条第1項関係）

（1）運送需要者

① 需要者が原則として単数の者に特定されていること。

ただし、下記の場合は実質的に単数と認められる。

(ア) 工業団地内に存する複数企業の工場等をバスが巡回し、最寄り駅等との間で従業員の送迎輸送を行う場合であって、以下の要件を満たすとき。

(a) 申請者と運送需要者たる複数企業との間で単一の運送契約が締結されていること。

(b) 運送需要者たる複数企業が同一の運送目的を有していること。

(c) (a)の運送契約において運送の利用形態等が明確に示されていること。

(d) (a)の運送契約の内容を証する書面が作成されていること。

(イ) 介護報酬の支払い対象となることを前提として、医療施設等と自宅等との間で複数の要介護者の送迎輸送を介護サービス事業者が行う場合であって、以下の要件を満たすとき。

(a) 申請者たる介護サービス事業者と運送需要者たる複数の要介護者との間で介護サービスの利用に関する契約（運送契約であることが明示されていない場合を含む。）が締結されていること。

(b) 運送需要者たる複数の要介護者が同一の運送目的を有していること。

(c) (a)の契約の内容を証する書面が作成されていること。

(d) 運送需要者たる複数の要介護者は、要介護認定を受け、特定の市町村から介護報酬の支払いを受け得る資格を有すること。

(e) 会員制により運送需要者たる複数の要介護者が特定されている場合であって、申請者たる介護サービス事業者の作成する会員リスト等により、申請

者が個々の運送需要者を明確に把握していると認められること。

(ウ) その他これらに準じ、中部運輸局長が適当と認める場合

- ② 需要者が運送契約の締結及び運送の指示を直接行い、第三者を介入させない等自らの運送需要を満たすための契約であると認められるものであること。

(2) 取扱客

- ① 一定の範囲に限定されていること。
- ② 需要者の事業目的を達成するために需要者に従属する者を送迎する場合、需要者が自己の施設を利用させることを事業目的として客を送迎する場合等需要者の負担で輸送することに十分合理性が認められる取扱旅客であること。

(3) 路線又は営業区域

- ① 需要者の需要と整合性のある路線又は営業区域が設定されていること。
- ② 路線については、事業用自動車の運行上支障のないものであること。

(4) 公衆の利便

申請に係る事業の経営により、当該路線又は営業区域に関連する他の旅客自動車運送事業者による一般旅客自動車運送事業の経営及び事業計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがないこと。

(5) 営業所

配置する事業用自動車に係る運行管理及び利用者への営業上の対応を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。

- ① 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
- ② 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）等関係法令に抵触しないものであること。
- ③ 事業計画を的確に遂行するに足る規模のものであること。

(6) 事業用自動車

申請者が、使用権原を有するものであること。

(7) 自動車車庫

- ① 原則として、営業所に併設するものであること。
ただし、併設できない場合は、営業所から直線で2キロメートルの範囲内にあって運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。
- ② 車両と自動車車庫の境界及び車両相互間の間隔が50センチメートル以上確保され、かつ、営業所に配置する事業用自動車の全てを収容できるものであること。
- ③ 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
- ④ 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。

- ⑤ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。
- ⑥ 事業用自動車の点検、整備及び清掃のための施設が設けられていること。
- ⑦ 事業用自動車の出入りに支障のない構造であり、前面道路が車両制限令（昭和36年政令第265号）に抵触しないものであること。
また、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。

(8) 休憩、仮眠又は睡眠のための施設

- ① 原則として、営業所又は自動車車庫に併設されているものであること。
ただし、併設できない場合は、営業所及び自動車車庫のいずれからも直線で2キロメートルの範囲内にあること。
- ② 事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること。
- ③ 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
- ④ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。

(9) 管理運営体制

- ① 法人にあっては、当該法人の役員のうち1名以上が専従するものであること。
- ② 営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務づけられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保する管理計画があること。
- ③ 運行管理の担当役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
- ④ 自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所が常時密接な連絡をとれる体制を整備されるとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。
- ⑤ 事故防止等についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制について明確に整備されていること。
- ⑥ 上記②～⑤の事項等を明記した運行管理規程が定められていること。
- ⑦ 原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。
ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。

(10) 運転者

- ① 事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること

と。

この場合、適切な乗務割、労働時間を前提としたものであること。

- ② 運転者は、旅客自動車運送事業等運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第36条第1項各号に該当する者でないこと。

(11) 法令遵守

健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、（以下「社会保険等」という。）に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に参加すること。）また、申請者又は申請者が法人である場合においてはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。以下「申請者等」という。）が、次の①から⑨のすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。

- ① 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として存在した者を含む。）ではないこと。（「処分を受けた者ではないこと」の判断については、処分権者が違反行為を行った事業者に対して、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等に基づき行政処分を行った日（行政処分の命令書に記載された当該命令を発出した日）をもって判断するものとする。以下同じ。）
- ② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- ③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- ④ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（昭和13年法律第57号）の違反

により申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者（処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

- ⑤ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前に当該命令された事項が改善されていること。
- ⑥ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故をいう。以下同じ。）を発生させてないこと。
- ⑦ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。
- ⑧ 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）、貨物自動車運送事業報告規則（平成2年運輸省令第33号）、及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出義務がある場合にあっては、それを適切に行っていること。
- ⑨ 申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者であって、申請日前5年間に法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。

(12) 損害賠償能力

『旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）』で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があること。

ただし、公営の事業者は、この限りではない。

（注）契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書など、計画車両の全てが任意保険又は共済に加入する計画があることを証する書類の添付を求め、確認することとする。

(13) 許可等に付す条件等

運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に参加する旨の条件を付すこととする。

2. 事業計画の変更の認可（法第43条第5項（法第15条準用））

- (1) 1. (1)～(10)、(12)の定めるところに準じて審査すること。

(2) 事業規模の拡大となる申請については、申請者等が以下の①～⑧のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。

- ① 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として存在した者を含む。）ではないこと。（「処分を受けた者ではないこと」の判断については、処分権者が違反行為を行った事業者に対して、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等に基づき行政処分を行った日（行政処分の命令書に記載された当該命令を発出した日）をもって判断するものとする。以下同じ。）
- ② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- ③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- ④ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の違反により申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者（処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- ⑤ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前にその命令された事項が改善されていること。
- ⑥ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させてないこと。

- ⑦ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。
- ⑧ 旅客自動車運送事業等報告規則、貨物自動車運送事業報告規則及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

附 則

- 1 この審査基準は、平成14年2月1日以降当局管内の陸運支局において受理した申請について適用する。
- 2 この審査基準中、引用している各通達は、申請受付窓口に備え置くものとする。
- 3 この公示に定める審査基準以外の基準は別途公示するものとする。
なお、これらの公示に係る通達は申請受付窓口に備え置くものとする。
- 4 3に定める別途公示のうちで既に示されているものとして、以下のものがある。
 - ①「標準処理期間（平成14年1月31日付中運局公示第267号）」
 - ②「一般旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準、旅客自動車運送事業の監査方針及び一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表基準（平成14年2月6日付中運局公示第270号）」
- 5 1(11)②、2(2)①及び2(2)②におけるタクシー業務適正化特別措置法に基づく処分には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含むものとする。
- 6 平成6年10月1日付け中運自旅一第717号及び中運自旅二第150号「道路運送法上の申請に関する審査基準について」は、平成14年1月31日までに当局管内の陸運支局において受理した申請の処分の終了をもって廃止する。

附 則（平成14年6月4日 中運局公示第70号）

この審査基準は、平成14年6月4日から適用する。

附 則（平成14年7月1日 中運局公示第111号）

この審査基準は、平成14年7月1日から適用する。

附 則（平成16年7月29日 中運局公示第44号）

この審査基準は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用する。

附 則（平成17年4月28日 中運局公示第21号）

この審査基準は、平成17年4月28日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則 （平成19年9月3日 中運局公示第148号）

1. この審査基準は、平成19年9月10日から適用する。
2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている特定旅客運送事業者については施行日から2年間、施行前に特定旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則 （平成20年6月30日 中運局公示第48号）

この審査基準は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則 （平成21年9月30日 中運局公示第85号）

この審査基準は、平成21年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則 （平成26年1月27日 中運局公示第142号）

この審査基準は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則 （平成28年12月20日 中運局公示第89号）

この審査基準は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けたものから適用する。